

2019年 9月吉日

お客様各位

タカラ印刷株式会社
代表取締役 林 克重

消費税法改正に伴うご請求金額のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2016年11月28日に施行された法律(平成28年法律第85号及び第86号)に基づき、2019年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。

今回の消費税率の変更に伴い、弊社における消費税率の取り扱いを、消費税法上の「資産の譲渡」「資産の貸付け」「役務の提供」の考え方に基づき、以下の通りご案内申し上げます。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

商品・サービスなどの物品の販売について(「資産の譲渡」に該当するお取引) 2019年10月1日以降に納品させていただきますお取引から、消費税率を10%でご請求させていただきます。

ご不明な場合は、弊社担当営業までお問い合わせください。

以上